

石川県公報

平成26年6月3日

第12702号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示		公 告	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○平成26年度石川県登録販売者試験公告 (薬事衛生課)	3
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	3
○歳入の徴収事務の委託 (自然環境課)	2	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	3
○保安林の指定の解除 (森林管理課)	2	○市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告 (建築住宅課)	4
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課)	2		

告

示

石川県告示第255号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	HAPPY ISLAND	キョカワプロダクション
〃	特務課の女豹 からみつく陰謀	オ ー ピ ー 映 画
〃	婚前診断 欲求みだれ撃ち	大 蔵 映 画
〃	いんらんな女神たち ~目覚め~	オ ー ピ ー 映 画
〃	挑発ウエイトレス おもてなしCafe	〃
〃	濡れた愛人 グンと突きあげて	新 東 宝 映 画
〃	どスケベ坊主の絶倫生活	オ ー ピ ー 映 画
〃	メビウス (原題) MOEBIUS	キングレコード (韓国)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年6月3日

石川県告示第256号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2014年 7月号 (04333-07)	(株)ダブリュエスコーポレーション
〃	N a i N a i プレス北陸 2014年 7月号 (06805-07)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年6月3日

石川県告示第257号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務	白山市鶴来本町4丁目又85番地	一般財団法人 白山市地域振興公社	平成26年7月1日から同年11月30日まで

石川県告示第258号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

能美市山口町チ1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第259号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

押水

公 告

平成26年度石川県登録販売者試験公告

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成26年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 試験を施行する期日
平成26年9月3日（水）午後0時30分から午後5時15分まで
- 試験を施行する場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 受験願書の提出期間
平成26年6月27日（金）から同年7月11日（金）まで（郵送の場合は、簡易書留とし、当該期間内の消印があるものを受け付ける。）
- 受験願書の提出先
 - 県内（金沢市を除く。）に居住する者
住所地を所轄する石川県保健福祉センター
 - 金沢市又は県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課
- その他
詳細についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コンフォモール内灘
河北郡内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 平成26年1月21日
- 市町の意見の概要
市町名 内灘町
意見の概要 意見なし
- 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間
平成26年6月3日から同年7月2日まで

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営中山間地域総合整備事業	鶴 町 地 区	平成26年5月23日

市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
片町A地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成26年2月14日から平成29年3月31日まで
- 施行地区
 - 法第14条第1項の宅地
金沢市片町二丁目の一部
 - その他の区域
一般国道157号、市道2級幹線311号武蔵・片町線及び市道片町2丁目線9号の各一部
- 事務所の所在地
金沢市片町2丁目2番5号
- 設立認可の年月日
平成26年2月7日
- 変更の内容
設計の概要、資金計画
- 変更認可の年月日
平成26年5月26日